

危機管理連絡会議

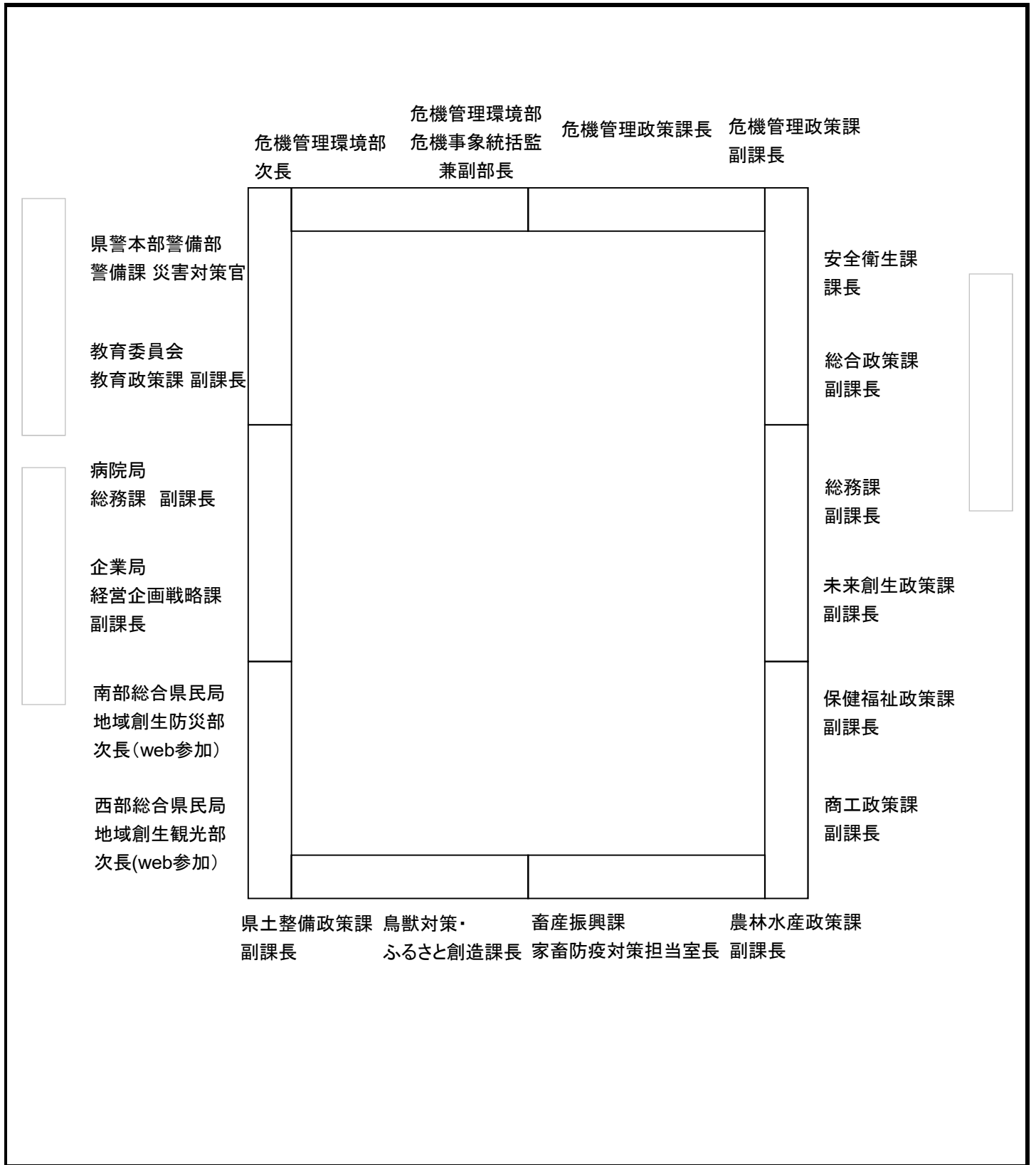
日時：令和3年11月17日（水）午後1時15分～

場所：県庁4階405会議室

協議事項

- 兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
（国内4例目）

危機管理連絡会議 配席図



会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内4例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内4例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

Tweet

印刷

令和3年11月17日

農林水産省

本日、兵庫県姫路市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認(今シーズン国内4例目)されました。

これを受け、農林水産省は、本日9時00分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開ですが、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1. 農場の概要

農場所在地：兵庫県姫路市

飼養状況：採卵鶏(約15.5万羽)

2. 経緯

(1) 昨日(11月16日(火曜日))、兵庫県は、同県姫路市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

(2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

(3) 本日(11月17日(水曜日))、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

1. (1) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、

(2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、

(3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等

必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

3. 兵庫県知事との意見交換を実施し、兵庫県と緊密な連携を図る。

4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。

6. 兵庫県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

7. 「疫学調査チーム」を派遣。

8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和3年11月17日（水曜日）9時00分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

5.その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

「鳥インフルエンザ」とくしまアラート（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部

情報		感染観察	感染観察(強化)	感染拡大注意報	感染拡大警報	特別警報
			ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
発動基準	野鳥	野鳥サーベイランス 通常時(対応レベル1) ・定期的に集団飛来地の糞便調査	野鳥サーベイランス 近隣国で分離(対応レベル2) ・必要に応じて、巡回頻度・監視対象野鳥を拡大	野鳥サーベイランス 国内単一箇所での陽性 (対応レベル2) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ・糞便調査(検査検体数の増加)	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性 (対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ※県内の単一箇所での陽性の場合 は「ステージⅣ」の対応	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性 (対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定
	家きん	遠方諸国等で発生	近隣国で発生(韓国・ロシア極東)	国内で発生	近隣県で発生	近隣県で発生(複数地域・短期間続発)
解除基準				家畜伝染病予防法第32条に基づく、移動制限区域の解除		
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の再徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼	・「ステージⅡ」と同対応	・「ステージⅡ」と同対応
	県	・飼養衛生管理の巡回指導(リスク分析に基づく巡回指導) ・養鶏関係者への情報提供(海外発生状況など) ・死亡羽数の報告徴求(月1回)(法第52条第1項)	・飼養衛生管理の巡回指導強化(高リスク養鶏場の重点指導) ・消毒要請(消石灰散布) ・その他は「感染観察」と同対応	・消毒命令(法第9条)と消石灰配布 ・ねずみ駆除命令(法第9条)と殺鼠剤配布 ・死亡羽数の報告徴求(週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・死亡羽数の報告徴求(制限区域内農場:毎日、その他:週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・「ため池消毒」の緊急実施 ・その他は「ステージⅢ」と同対応
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒(定期) ・殺鼠剤散布(定期) ・県に対し死亡羽数を報告(月1回) ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・部外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化(特に重点7項目) ・石灰消毒強化(3週間に1回以上) ・殺鼠剤散布の強化 ・県に対し死亡羽数を報告(週1回) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化(2週間に1回以上) ・県に対し死亡羽数を報告(制限区域内に含まれた農場は毎日、その他は週1回) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化(1週間に1回以上) ・その他は「ステージⅢ」と同対応

※野鳥の対応レベルについて：対応レベル1⇒通常時（発生なし）
 （環境省）
 対応レベル2⇒国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
 対応レベル3⇒国内単一箇所発生から28日以内に国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

① 3羽以上の野鳥が死んでいる

YES

NO

② 検査優先種1～3(下表)である
目安として「ハトより小さい」
鳥なら「NO」となります。

種類がわからないときは以下の
「連絡先」までお問合せください。

② 検査優先種1又は2(下表)である
目安として「ハトより小さい」
鳥なら「NO」となります。

種類がわからないときは以下の
「連絡先」までお問合せください。

NO

YES

YES

NO

③ 5羽以上の野鳥
が死んでいる

YES

検査を行います

以下の「連絡先」
まで御連絡下さい

検査は不要です
一般ゴミとして
処分してください

NO

検査は不要です
一般ゴミとして
処分してください

徳島県ホームページ

死亡野鳥を見つけたら

現在の野鳥監視対応レベル [対応レベル3]

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/5042544/>

鳥インフルエンザに係る死亡野鳥についての相談窓口

県	午前8時30分から午後6時15分まで（休日，土曜を除く）	
	死亡野鳥対応フリーダイヤル（鳥獣対策・ふるさと創造課 鳥獣対策担当）	0800-200-5444
	農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課 鳥獣対策担当	088-621-2262
	東部農林水産局（徳島） 林業振興担当	088-626-8582
	南部総合県民局 保健福祉環境部（阿南）	0884-28-9862
	西部総合県民局 保健福祉環境部（美馬）	0883-53-2060
※休日・夜間の連絡先(県庁衛視室)		088-621-2057
市町村	徳島市 農林水産課	088-621-5248
	鳴門市 農林水産課	088-684-1156
	小松島市 農林水産課	0885-34-9292
	勝浦町 農業振興課	0885-42-1505
	上勝町 産業課	0885-46-0111
	佐那河内村 産業環境課	088-679-2115
	石井町 産業経済課	088-674-1118
	神山町 産業観光課	088-676-1118
	松茂町 産業環境課	088-699-8714
	藍住町 建設産業課	088-637-3120
	北島町 まちみらい課	088-698-9806
	板野町 産業課	088-672-5994
	上板町 産業課	088-694-6806
	吉野川市 農林業振興課	0883-22-2228
	阿波市 農業整備課	0883-36-8721
	阿南市 農林水産課	0884-22-1598
	那賀町 農業振興課	0884-62-3776
	美波町 産業振興課	0884-77-3617
	牟岐町 産業課	0884-72-3419
	海陽町 農林水産課	0884-73-4161
	美馬市 農林課	0883-52-5609
つるぎ町 産業経済課	0883-62-3111	
三好市 農林政策課	0883-72-7617	
東みよし町 産業課	0883-79-5339	

兵庫県での高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

1 食鳥肉の安全確保

① 当該農場からの県内食鳥処理場への搬入状況

- ・ 11月15日及び16日 搬入なし

② 食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から次の事項について指導

- ・ 搬入農家の確認の徹底
- ・ 消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
- ・ 異常鶏が確認された場合の通報の徹底

③ 食鳥検査センターへの確認・指示事項

- ・ 直近1週間で、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない
- ・ 出荷状況報告書*及び生鳥検査等の確認の徹底
- ・ 異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書

食鳥検査申請書に添付することと定めている、飼養者名、住所
出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

2 愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心とし、次の事項を実施

- ・ 動物園、動物取扱事業者への指導
- ・ 飼育者等への啓発

3 その他

- ・ 県ホームページ等で、食鳥肉及び卵の安全性と愛玩鳥における対策について周知、啓発